

第4章 緑地の配置計画



第4章 緑地の配置計画



4－1 「環境」に関する緑の配置方針

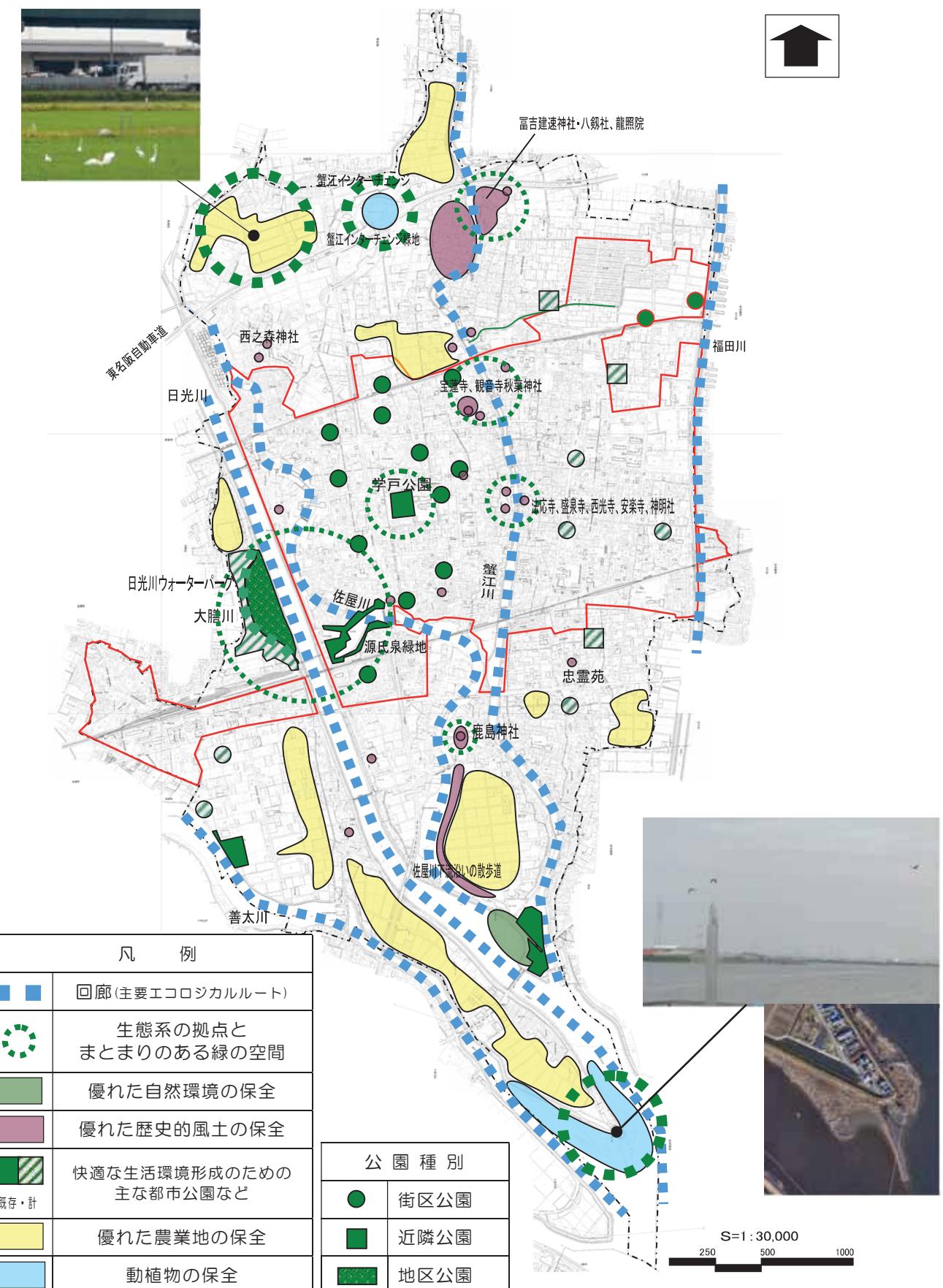
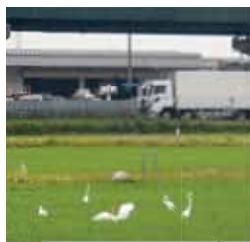
(1) 配置方針

「環境」に関する緑は、自然環境と調和した緑あふれる水郷都市の実現を図るため、河川を主軸とする緑の骨格の形成、市街地の特性に応じた公園緑地の配置とネットワーク化の推進、良好な都市環境形成に資する河川・農地・社寺林などの既存緑地を保全していきます。また、愛知県の生物多様性戦略 2020 を踏まえ、生物と共に快適に暮らせるまちづくりを進めるために、本計画でエコロジカルネットワークを位置づけて、人と自然が共生するまちづくりに取り組んでいきます。

(2) 配置計画

- 蟹江町エコロジカルネットワークとして、「生物多様性ポテンシャルマップ」で示されたサギやシジュウカラといった指標種が集まる「蟹江インターチェンジ内の緑地と北部農地」と「蟹江川や大膳川、佐屋川流末の水辺や草地」を貴重な生態系の拠点地区とし、これらを結ぶ「蟹江川や佐屋川などの河川」を回廊として設定します。このネットワークを将来に継承していくために、河川環境の改善活動、既存樹林地や農地の積極的な保全、多様な主体と協働した公園の改修・整備・管理を推進していきます。
- 市街地周辺の優良な農地は、当町の緑豊かな都市環境を形成し、都市の気温・湿度の調節に資する緑地としても重要であるため、保全を図っていきます。市街地内の農地は、市街地環境の緩和に有効であるため、保全や緑地空間としての活用を検討していきます。
- 文化財を保有する社寺や、伝統行事が行われている社寺の社寺林は、当町の歴史・文化を継承する緑地であるだけでなく、町内に残る希少な樹林地であるため、特別緑地保全地区に指定することを検討していきます。
- 市街地の快適な生活環境の形成のため、都市公園が未整備の地区に適切な配置を推進していきます。
- 河川沿いの水辺景観をいかした散策道の整備を行い、公園や緑地と連絡して緑のネットワークの形成を図っていきます。特に当町の水郷の歴史を物語る重要な社寺林が点在する蟹江川沿いと、佐屋川沿いの桜並木と散歩道については、緑道として整備を進めています。

■ 「環境」の視点からみた緑地の配置図



4－2 「安全」に関する緑の配置方針

(1) 配置方針

「安全」に関する緑は、地震や自然災害による被害を防止・軽減するため、水害の発生を抑制する農地の保全、風害や延焼を防ぐ緩衝緑地の配置、災害発生時の一次避難地や防災活動の拠点となる緑地などを位置づけ、命を守る大切な緑として以下に示す緑地の配置を行います。

(2) 配置計画

- ・地区公園や近隣公園を「2次避難場所」、「集積・活動拠点」に位置づけ、街区公園は「1次避難場所」として適切な位置に配置し、整備・改修を行っていきます。なお、都市公園には宿泊などができる収容施設がないため、最終的な避難場所は、地域防災計画に定められた学校・公民館・体育館などとします。
- ・安全な緊急輸送道路の整備と、避難路となる都市計画道路や幹線道路の歩道整備や緑化を進めていきます。緊急輸送道路には、輸送機能を損なうことのない緑化を進めます。
- ・都市公園や緑地、市街化区域周辺の農地、都市計画道路、グラウンドなどは火災時の延焼防止に機能することから、防災上必要な緩衝緑地として保全・整備していきます。
- ・水害への対応を図るために、河川改修を推進します。
- ・市街地周辺の一団の農地（水田）は、遊水機能を有する緑地として保全を図っていきます。

■避難路となる都市計画道路



■市街地周辺の一団の農地



■ 「安全」の視点からみた緑地の配置図



4－3 「活力」に関する緑の配置方針

(1) 配置方針

「活力」に関する緑は、交流の場や歴史・文化資源となる緑の確保、町を代表する景観を構成する緑地、地域を特色づけ緑のランドマークとなっている樹林地などを位置づけ、以下に示す緑地の配置を行います。

(2) 配置計画

①蟹江町らしい景観を構成する緑地の保全

- ・日光川、善太川、蟹江川、福田川、佐屋川、大膳川は、当町の代表的な景観であり、その中でも蟹江川、佐屋川は特徴のある河川景観を形成していることから、蟹江町の水郷景観として保全していきます。また、水辺の自然の保全や活用を図り、生物多様性と自然とのふれあいの環境づくりに努めています。
- ・史跡や社寺林などの歴史的緑地は、地域の風土を伝えるものとして保全し、特に社寺が点在する蟹江川沿いは、歴史の散歩道として積極的な歴史的景観の保全・整備を図ります。
- ・鹿島神社文学苑から吉川英治句碑までを結ぶ佐屋川下流沿いの散歩道は地域のランドマークとなり、当町の歴史空間として保全・整備を図ります。

■富吉建速神社・八剣社



②地域のシンボルとなる公園整備や町民活動、交流の場としての利活用推進

- ・近隣公園や地区公園は、各々の特性に応じ地域のシンボルとなるような特徴を持った景観づくりを行い、学校などの教育施設とともに地域のイベントの場や環境教育の場として整備を行っていきます。また、これらは地域が参加する、育てる縁として緑化を推進していきます。
- ・駅前広場周辺には人々の休憩の場などを設け、空間にゆとりと賑わいを感じられる景観形成を図ります。また、忠靈苑の樹木は緑地として保全します。
- ・観光として活用ができる可能性がある河川の活用方法なども検討していきます。

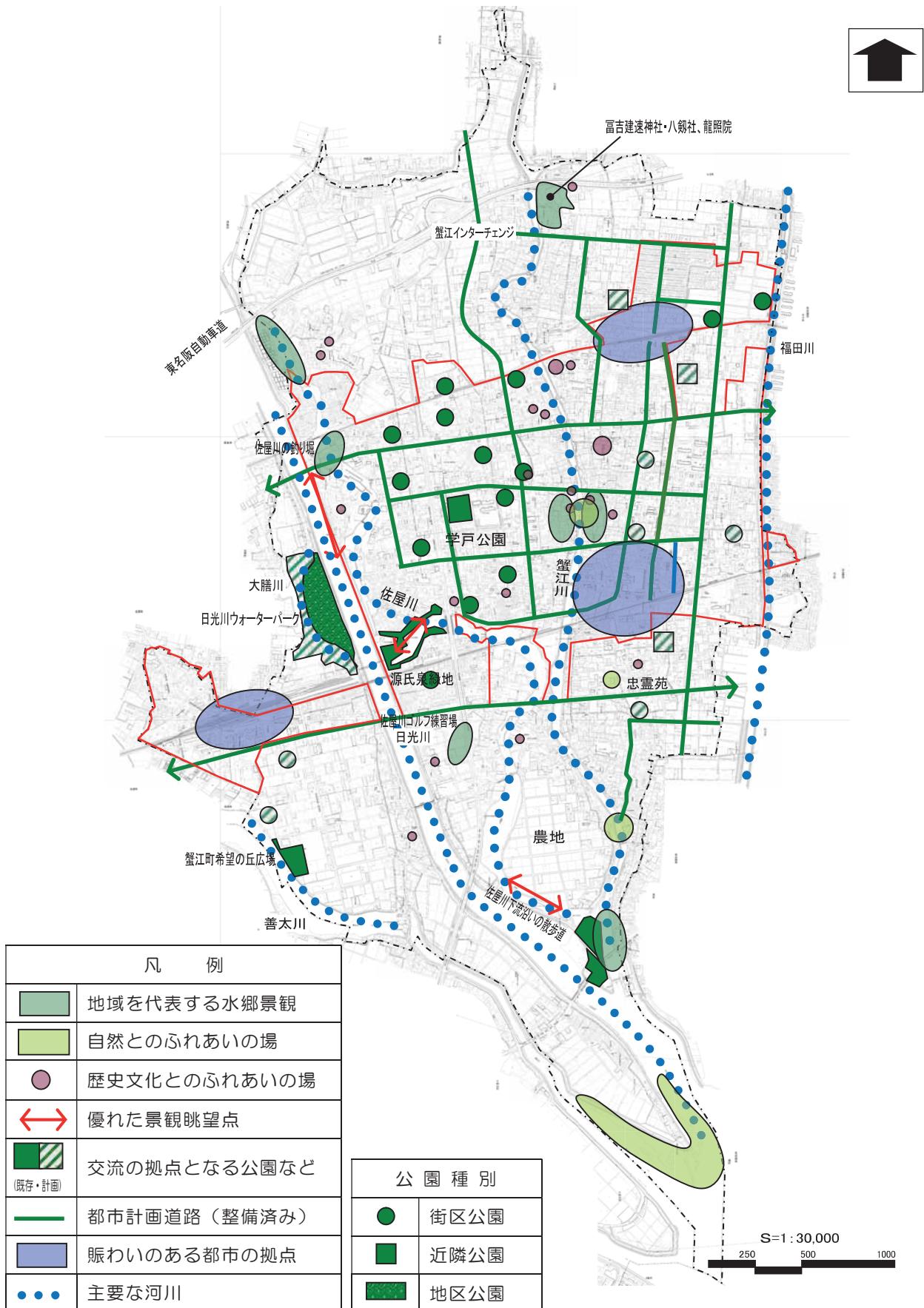
③水と緑のネットワークづくり

- ・公園と公共施設を重点的に緑化するとともに、道路や河川、沿道の民有地の緑化推進や、生物の生息場所となっている緑地の保全も含めて、水と緑によるネットワークづくりを推進していきます。
- ・住宅・農地・文化財などの混在地区は適切な共存を目指し、緑の条例化や緑化協定などにより、育てる縁の景観づくりを行っていきます。

■佐屋川下流沿いの散歩道



■ 「活力」の視点からみた緑地の配置図



4－4 「生活」に関する緑の配置方針

(1) 配置方針

「生活」に関する緑は、少子高齢化への対応と、快適な生活環境の創出と多様なレクリエーション需要に対処するために、将来人口に応じた適切な規模の緑地や都市公園の必要量確保と均衡ある配置を行っていきます。

(2) 配置計画

当町の10年後の人団は微増で横這いに推移し、前回計画策定時の人団と大きく変わらないことから、一部市街地整備計画が進んでいる場所を除いて、おおむね前回計画の公園配置方針を踏襲することにしました。

■都市基幹公園（総合公園・運動公園）

前回計画同様、当町の人口規模が小さいことから、標準対象人口10万人規模で設置する都市基幹公園は配置しません。

■住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）

当町の公園整備の現状分析として、地区公園はおおむね充足していますが、近隣公園が不足しています。また、街区公園は量として充足していますが未整備エリアがあり均衡のとれた公園配置になっていないという結果でした。

上記の結果を踏まえて、以下のように当町の住区基幹公園の配置を進めています。

①市街化区域内の公園配置

1)蟹江川から西の市街化区域

円滑に市街地整備が進み、住区基幹公園が計画的に整備されたことで、公園の必要量や誘致圏域が確保されていることから、新たな住区基幹公園の整備は行いません。

2)蟹江川から東の市街化区域

耕地整理後の基盤に宅地化が急速に進んだ結果、地域公園は適宜配置されていますが、住区基幹公園はほとんど整備されていません。住宅や工場・店舗・駐車場などが密集する人口密度の高い地区であることから、身近な街区公園や都市環境の向上、レクリエーションの場、一時避難場所となる近隣公園の整備が急務となっています。

【近隣公園】 一

整備が急務となっている近隣公園ですが、現在の市街化区域内ではまとまった用地（近隣公園 2ha）確保が難しいため、配置しません。

【街区公園】 3ヶ所

近隣公園の誘致圏が及ばない市街地中心部で、町有地や空き地・空き家などを有効に活用して、近鉄蟹江駅と JR 蟹江駅に挟まれた区域に街区公園を 3ヶ所配置していきます。

②市街化調整区域の公園配置

【地区公園】 拡張・整備

整備済みの地区公園（標準対象人口 4万人）である「日光川ウォーターパーク」を当町の緑の核となる公園として位置づけ、将来は大膳川を含め、都市計画決定した規模（5.05→10.72ha）まで拡張・整備を推進していきます。

【近隣公園】 3ヶ所

市街地内での近隣公園整備が難しいため、市街地住民が利用しやすい誘致圏を考慮して、鉄道駅周辺で市街地に連坦した以下の市街化調整区域に近隣公園を整備します。

- JR 蟹江駅北側 1ヶ所
- JR 蟹江駅南側 1ヶ所
- 近鉄蟹江駅南側 1ヶ所

【街区公園】 3ヶ所

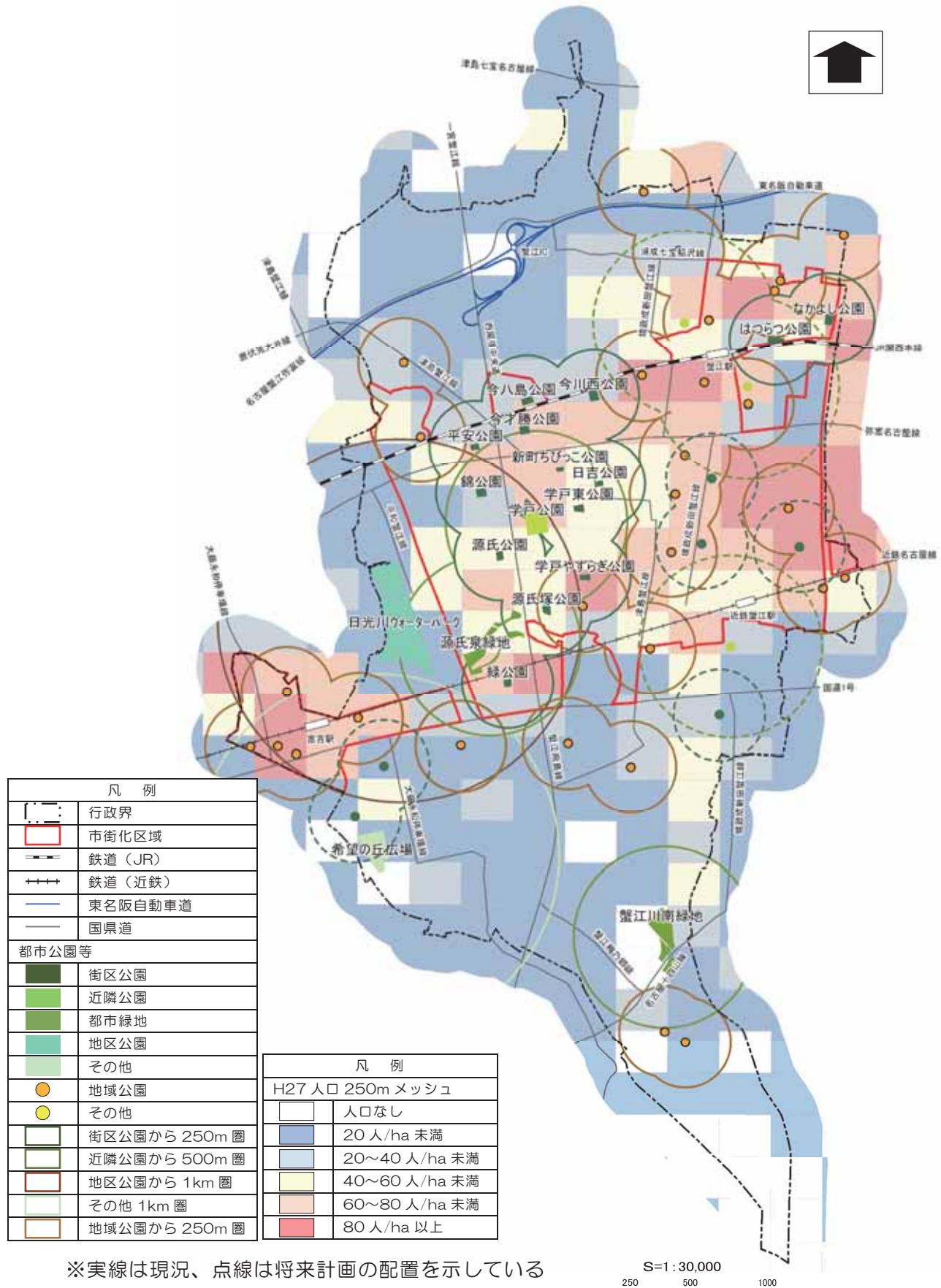
「土地区画整理事業が検討されている近鉄富吉駅南地区」と「公園がない既存集落地（舟入地区）」に、身近な街区公園を整備します。

- 富吉駅南地区 2ヶ所
- 舟入地区 1ヶ所

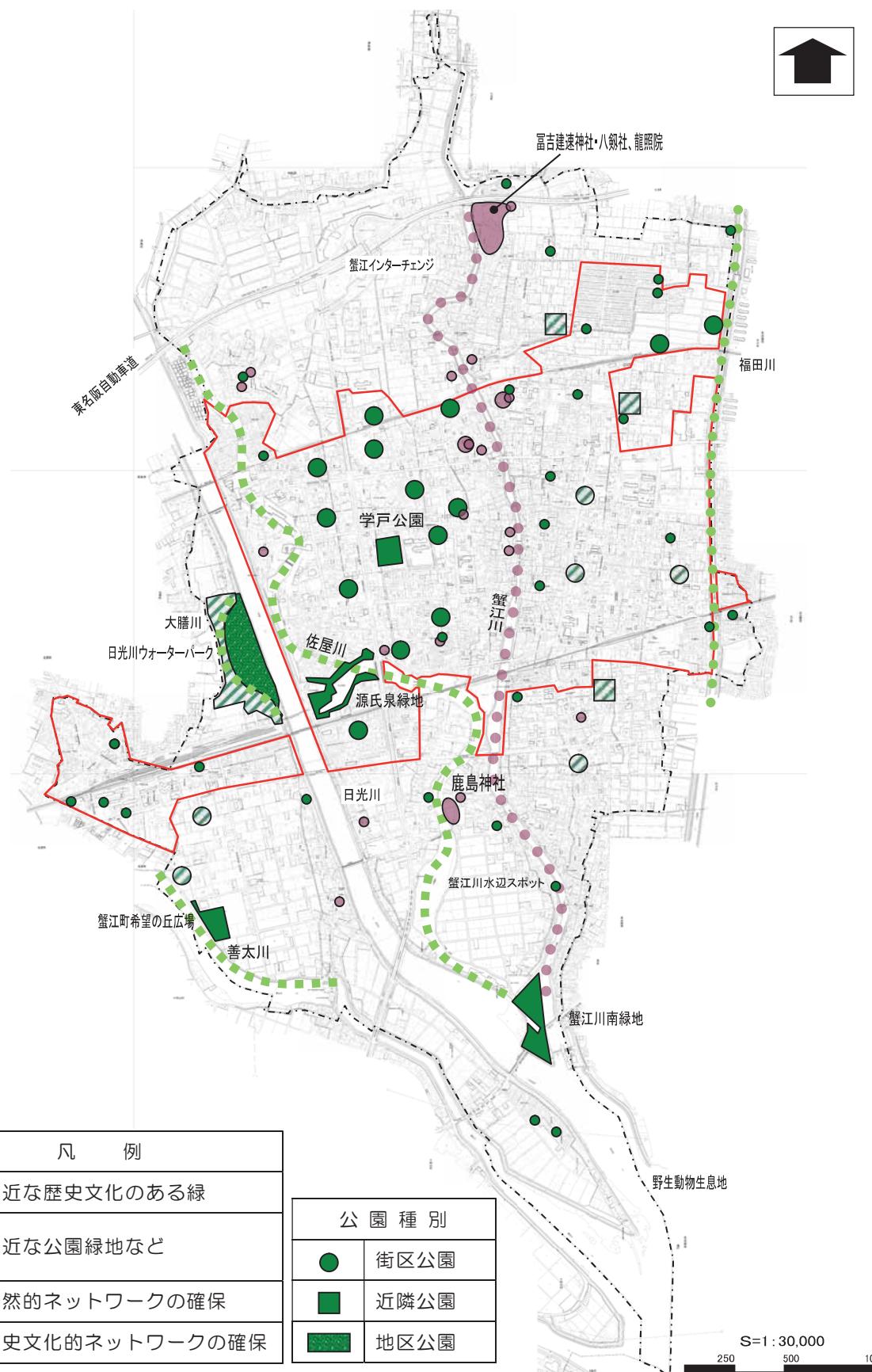
■ 緑地

現在、「源氏泉緑地」「蟹江川南緑地」の 2ヶ所の緑地があり、町民に適正に利用されていることから、新たな緑地の整備は行いません。

■公園配置計画に沿って整備した後の利用圏域カバー状況図（将来）



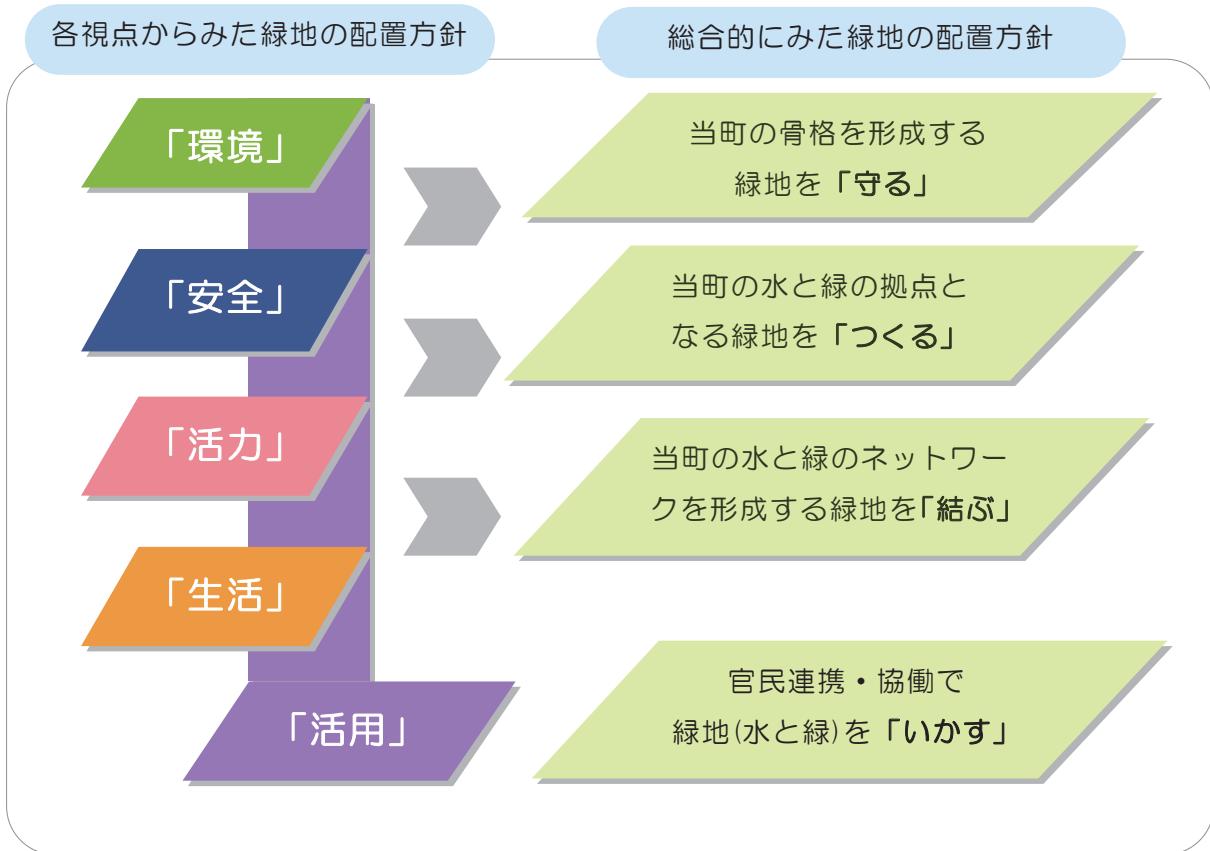
■ 「生活」の視点からみた緑地の配置図



4－5 総合的な配置方針

「環境」「安全」「活力」「生活」の各視点からみた緑を総合的にとらえ、当町の緑を「骨格を形成する緑地」、「水と緑の拠点となる緑地」、「水と緑のネットワークを形成する緑地」として抽出し、それぞれの緑を民間連携・協働による「活用」を加え、総合的な緑地の配置方針を示します。

■総合的な緑地抽出の考え方



(1) 当町の骨格を形成する緑地を「守る」

①6河川（日光川・善太川・蟹江川・福田川・佐屋川・大膳川）

- 当町の6つの河川は、すべての視点で重要な緑地として位置づけられ、河川区域の保全のほか、護岸、高水敷を含めた総合的な保全を図っていきます。
- これら河川沿いに広がる田園風景とともに、水郷情緒を強調する緑地として保全・活用を図っていきます。

②市街地周辺の農地

- 市街地周辺の農地は、当町の都市形態を保存するとともに、環境保全、防災などに渡る多くの役割を担っていることから、維持・保全を図ります。

③社寺林

- ・集落内を中心に点在する社寺は、当町の水郷の歴史を物語る重要な文化財であり、境内にある社寺林は当町の歴史・文化財と結びついた密接な緑地として維持・保全を図っていきます。

(2) 当町の水と緑の拠点となる緑地を「つくる」

①都市公園

- ・当町は、蟹江川の西側地区で地区公園、近隣公園、街区公園、都市計画緑地を計画的に整備してきましたが、今後は、住区基幹公園が不足している蟹江川の東側地区を中心に、地区の特性に合った公園整備を進めていきます。

②その他の公共施設緑地

- ・地域公園やグラウンドなど、都市公園と同等の機能を持つ公共施設緑地は、都市公園と同様に当町の緑の拠点を担う緑地として整備・活用を進めていきます。

③民間施設緑地など

- ・スポーツ施設、社寺林、観光施設などの民間施設緑地は、少ない緑を補う重要な緑地としての役割を果たしており、今後も維持・保全を図っていきます。

(3) 当町の水と緑のネットワークを形成する緑地を「結ぶ」

①6河川（日光川・善太川・蟹江川・福田川・佐屋川・大膳川）

- ・当町の骨格を形成する重要な河川であり、水と緑のネットワークの軸として位置づけ、歴史や文化特性をいかした緑道整備や河川沿いの緑化を推進していきます。

②幹線道路植栽や水路など

- ・都市計画道路などの幹線道路については、連続性のある歩道緑化を推進します。
- ・町内を網の目に走る水路を利用し、水路沿いの緑化や、暗渠化を行い上部利用による緑道整備を推進していきます。

③緑道

- ・公園や緑地などのほか、教育施設をはじめとする住民の利用頻度の高い公共公益施設などを連結する緑道を配置し、日常の施設利用に対する利便性・快適性・安全性の向上を図るほか、災害時の町民の避難路として有効に機能する歩行者・自転車道としていきます。

④その他

- ・町民、民間企業、行政との協働による緑化推進などで、散策路を整備してまちを縁でつないでいきます。

■歴史・文化散歩道

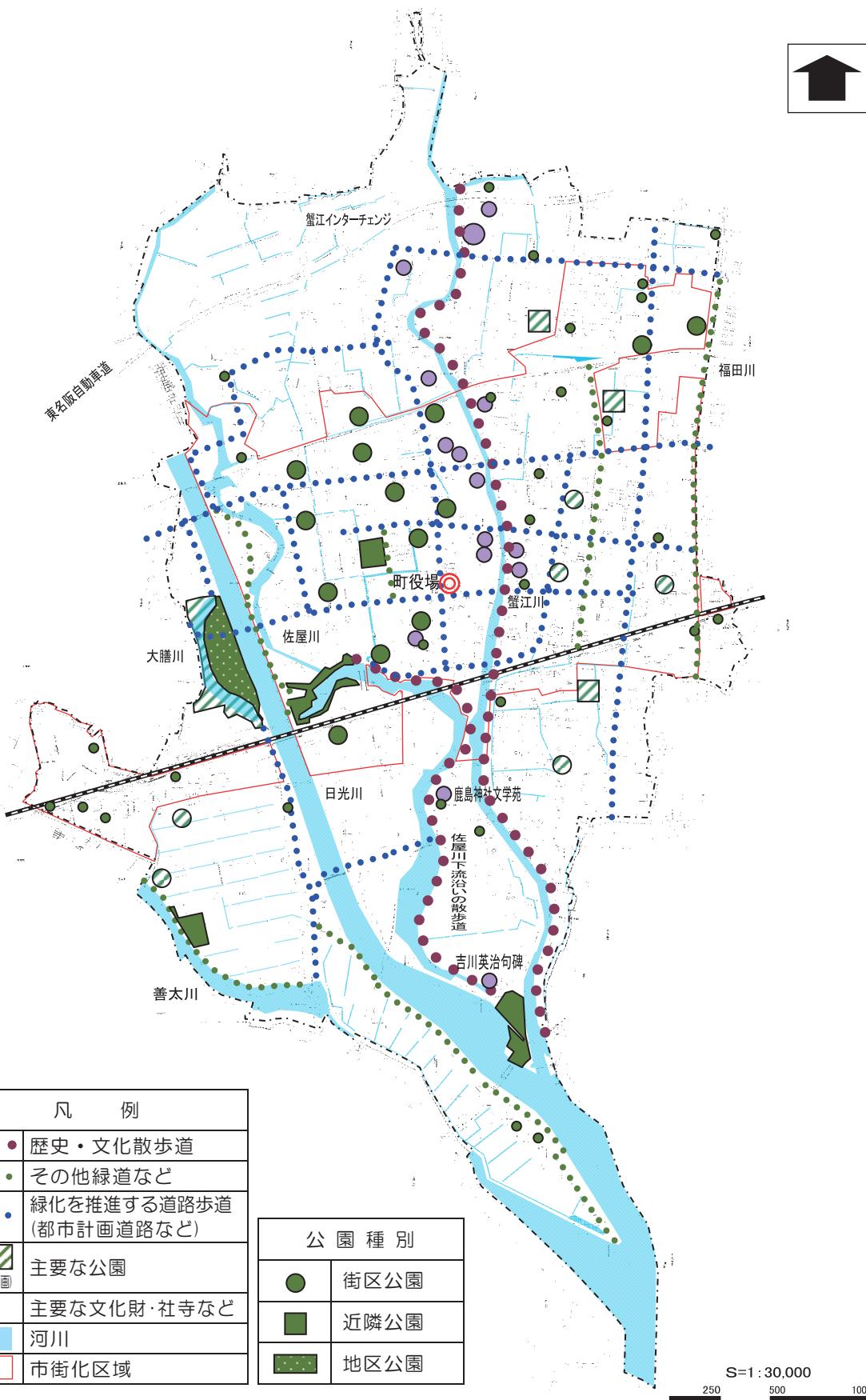
蟹江川沿い全ルート

蟹江川沿いには、水郷都市の面影と歴史を伝える「須成祭（国の無形民俗重要文化財に指定、ユネスコ無形文化遺産に登録）」の拠点となる富吉建速神社・八剣社や、文化財を有する多くの神社が点在しています。これらを連結する散策路として位置づけ、修景・整備を推進します。

佐屋川下流左岸部散策路

吉川英治が水郷景観を絶賛したといわれる佐屋川沿いは、水郷文化に親しむことのできる空間となっており、鹿島神社文学苑と連結した散策路の整備を推進します。

■水と緑のネットワーク図



凡 例	
● ● ●	歴史・文化散歩道
● ● ●	その他緑道など
● ● ●	緑化を推進する道路歩道 (都市計画道路など)
■ (既存・計画)	主要な公園
●	主要な文化財・社寺など
■	河川
■	市街化区域

公 園 種 別	
●	街区公園
■	近隣公園
■	地区公園

(4) 官民連携・協働で緑地（水と緑）を「いかす」

① 緑に関する既存ストックの活用

- これから公園緑地整備は、安心・安全のために老朽化した既存ストックの更新と、社会のニーズに合った改修が必要となってきているため、従来から行ってきた計画的な施設の更新（長寿命化）と合わせて、防災やバリアフリーを考慮した既存施設の更新を行っていきます。

② 民間活力の導入・民間資産の活用による公園緑地などの整備や管理・運営の推進

- 公園緑地などの魅力向上のため、公の施設の管理権限を民間に委任し管理・運営を民間に任せることで「指定管理者制度」や、飲食・売店などの公募対象施設と特定公園施設を一体で整備できる民間事業者を公募で選定して整備・管理・運営を行う「Park-PFI」の導入を検討します。



③ 多様な主体による連携・協働の取組の拡大

- 町民、民間企業、NPOなどの多様な主体と連携・協働に取り組んでいきます。また、緑化の普及・啓発活動などに町民の参加を促していきます。

(5) 総合的な緑地の配置と都市緑化の計画

以上の考え方に基づき、市街地などの都市の発展動向や、緑地の充足度と配置バランスを踏まえ、総合的な緑地の配置と都市緑化の計画図を作成します。

総合的な緑地の配置と都市緑化の計画は、当町の性格に応じた計画の作成を行うものとし、将来の都市形態に合わせた緑地の配置と河川や道路などの緑化、緑道などの帯状緑地の配置を検討することで、将来市街地内と市街化調整区域での水と緑のネットワークが形成されるように努めるものとします。

■ 総合的な緑地配置図

